

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成31年3月8日（金）午後3時00分

場所 熊本市中央区花畑町9番1号 熊本市役所別館（駐輪場）8階大会議室

農業委員23名

1番 赤木 英雄	2番 福原 幸一	3番 森 日出輝
4番 東 哲治	5番 眞鍋 宣孝	6番 谷口 憲治
7番 橋本 春利	8番 角居 登	9番 田上 泰則
10番 西富 大二郎	11番 網田 稔	12番 徳永 芳也
13番 西川 秀文	14番 木下 三智也	15番 上妻 孝市
16番 堀 恭子	17番 牧野 正治	18番 西田 廣行
19番 緒方 一臣	21番 田中 敏郎	22番 木村 憲正
23番 梅田 義弘	24番 宮本 淳一	

欠席委員なし

午後3時00分 開会

事務局

こんにちは。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数23名中23名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長にご挨拶をお願いします。

会 長

皆さん、こんにちは。

本日は、皆さん大変お忙しい中、農業委員会総会に多くの方がご出席いただき、まことにありがとうございます。

早いもので本日の総会が平成30年度最後の総会となっております。熊本市農業委員会も新体制になりましてもうすぐ1年になろうとしております。担い手への農地集積など、農地利用の最適化は確実に推進できているようでございます。委員の皆様にはかねてよりご尽力いた

だきお礼申し上げます。それから引き続きよろしく願いいたします。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請が主な議題となっております。1号議案から8号議案までございますが、どうか総会がスムーズにいきますよう、よろしくお願いしておきます。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名します。本日の議事録署名者には1番の赤木英雄委員と2番の福原幸一委員を、書記に事務局の澤純子主任主事を指名いたします。よろしくお願いしておきます。

本日の議事は、第1号議案から農地法第3条の規定に基づく許可申請など、全9件でございます。

議事に入ります前に議案の訂正がありますので、事務局より説明をお願いします。

事務局 訂正については議案書を修正済みでございます。追加としまして9号議案が追加となっております。

以上です。

議長 それでは、第1号議案、農地法3条の規定に基づく許可申請、会許可分でございます。38件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番から3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、経営拡張のため所有権移転をされる申請です。譲受人は水稻、露地野菜をつくられる兼業農家で、許可後は水稻をつくられる計画です。

2番、3番は、新規就農のため使用貸借権を設定される申請です。譲受人は甘蔗、大根と露地野菜を栽培される計画で、先日の地区委員

会に出席いただき営農計画等の聞き取りを行い、何ら問題はないことを確認しました。

以上3件について先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、1番から3番まで地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

4番から9番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

4番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。

譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

5番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。

譲受人は水稻、キャベツを栽培されている農家で、申請地にはキャベツを作付される計画です。

6番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。

譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

7番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。

譲受人はタマネギなどの露地野菜を栽培されている農家で、申請地にはタマネギを作付される計画です。

8番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。

譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

9番は、学校法人が農地取得のための所有権移転の申請です。

譲受人は幼保連携型認定こども園を運営されており、入園者の情操教育として露地野菜などを栽培されており、許可後、申請地には露地野菜を作付される計画です。

以上、6件につきまして先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、4番から9番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、10番。

21番 田中敏郎委員

21番委員、田中です。

10番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

10番は、年金受給のため同居の後継者へ使用貸借の設定をされる申請です。

譲受人はミカンをつくられる専業農家で、申請地にはミカンをつくられる予定です。

以上1件、先日の地区委員会で協議した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当だと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、10番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、11番。

1番 赤木英雄委員

1番委員、赤木です。

11番から15番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

11番と12番は関連で、耕作の便宜上の交換のための所有権移転の申請です。11番の譲受人は水稻と露地野菜を作付されており、許

可後は露地野菜を作付される計画です。12番の譲受人は水稲とネギを作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

13番から15番は関連で、農地所有適格法人設立のための賃借権設定の申請です。さきの地区委員会で聞き取り調査を実施し、事業計画等の確認を行い、農地所有適格法人の要件を満たしていると判断しました。許可後は水稲を作付される計画です。

以上、5件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、11番から15番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、16番。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

16番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

16番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲を作付されており、許可後は水稲をつくられる計画です。

以上、1件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、16番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、17番。

22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

17番と18番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

17番と18番は関連で、経営拡張による賃借権設定の申請です。借り人は水稲、トマトを作付されており、許可後は飼料米、麦をつくられる計画です。

以上2件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、17番から18番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、19番。

11番 網田稔委員

11番委員、網田です。

19番から24番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

19番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲を作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

20番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲を作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

21番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、ネギを作付されており、許可後は水稲、ネギを作付される計画です。

22番は、第三者へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

23番、24番は関連で、農産物の生産、加工、販売などを行う一般法人が、新規参入のための賃借権を設定する申請です。借り人は許可後、キクイモを作付される計画です。借り人に先日の地区委員会に出席いただき営農計画などの聞き取りをし、問題はなく、法人の要件を満たされていることを確認しました。

以上6件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であ

るとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、19番から24番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、25番。

19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

25番から29番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

25番は、経営拡張のため賃貸借される申請です。譲受人は水稻、スイカを生産する専業農家で、許可後はスイカをつくられる計画です。

26番と27番は関連です。新規就農のため所有権移転、賃貸借される申請です。許可後は水稻、スイカをつくられる計画です。地区委員会に出席いただき営農計画等について聞き取りしましたが、何ら問題ないことを確認いたしました。

28番と29番は関連です。耕作の便宜上交換のため所有権移転される申請です。譲受人は水稻、スイカ、メロン、ジャガイモを生産する専業農家で、許可後は水稻をつくられる計画です。

以上5件、先の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可の要件に該当しないと協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、25番から29番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、30番。

17番 牧野正治委員

17番、牧野です。

30番から38番についての説明をいたしたいと思います。

30番は、経営拡張のための売買による所有権移転の申請です。譲受人は兼業農家で、許可後はメロンを作付する予定であります。

31番は、経営拡張のための売買による所有権移転の申請です。譲受人は専業農家で、許可後は水稻を作付する予定であります。

32番は、子へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は専業農家で、許可後は柿を作付する予定です。

33番、34番、35番は関連でございます。申請は、独立就農のための賃貸借による権利設定の申請であります。許可後は水稻、ナス、ブロッコリーを作付する予定で、先日の地区委員会に出席いただき営農計画等を聞き取りいたしました。何ら問題ないことを確認いたしました。

36番は、第三者への経営移譲のやり直しのための賃貸借申請です。譲受人は専業農家で、菊池市農業委員会の耕作証明が添付されております。許可後は水稻とWCSを作付する予定です。

37番は、妻へ贈与のための所有権移転設定の申請です。譲受人は専業農家で、許可後はカボチャを作付する予定です。

38番は、子へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は兼業農家で、許可後はスイカを作付する予定であります。

以上9件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないことを、協議、確認いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、30番から38番まで地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、6件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いたします。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたし

ます。

1番は、土地所有者が共同住宅を建てるための転用申請です。農地区分は、市街化の著しい区域にある上下水道が埋設された沿道にあり、500m以内に複数の医療施設があるので第3種農地と判断されます。土地利用計画は、2階建て共同住宅5棟、20戸の建設と開発道路を整備される計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等、必要書類は添付されています。周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれはないものと判断されます。工期は平成31年5月1日から平成32年4月30日を計画されています。開発許可が必要ですが、開発景観課と事前協議中で、集落内開発制度指定区域内にある農地です。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面とも、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

1番 赤木英雄委員

1番委員、赤木です。

2番、3番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

2番と3番は関連で、貸し駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、かつ、転用者は申請地と同じ集落に居住しているため、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。代替地の検討もされております。土地利用計画は、転用面積693㎡を、隣接する食品会社が配送用トラック14台分、及び社員の通勤用車両10台分の駐車場として利用される計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は平成31年4月1日から平成31年4月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、2番から3番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

11番 網田稔委員

11番委員、網田です。

4番、5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は農家住宅のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請人は申請地に隣接する宅地に母屋がありましたが、先般の熊本地震により被災し建てかえが必要となったため、隣接宅地474.28㎡と申請地を合わせた総事業面積780.28㎡に、農家住宅1棟、農機具置き場などを建築される計画で、妥当な面積と判断しました。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は平成31年4月1日から平成31年12月1日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

5番は、貸し駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地近くに申請者所有の竹林があり、農作業時に駐車場が必要であり、また、近隣住民から駐車場の要望があったため、貸し駐車場スペースも含め駐車場4台分を整備する計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。なお、許可を得ることなく駐車場として使用しており、深く反省している旨の始末書の添付がなされています。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、4番、5番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、6番。

6番 谷口憲治委員

6番委員、谷口でございます。

6番につきまして、地区委員会で協議結果を報告いたします。

6番は、家畜排せつ物処理施設建設のための転用申請でございます。農地区分は、農用区域内にある農地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供する場合は不許可の例外に該当します。申請は、隣接地に計画している大規模養豚施設の家畜糞尿処理施設で、これに該当いたします。土地利用計画については、家畜糞尿処理施設1基と関連施設で、配置図等から転用面積は適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないものと思われま。代替地の検討もなされており、事業計画、残高証明、排水同意等もそろっております。工事は平成32年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上1件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、6番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、37件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基

準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番から3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、不動産業を営む法人が、所有権移転により建て売り住宅に転用するための申請です。農地区分は、市街地の近接にある10ha未満の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。代替地も検討されています。農地法の許可が必要と知らず申請地の一部を宅地の一部として使用しており、今後このようなことがないようにしますとの始末書が提出されています。土地利用計画は、建て売り住宅9棟と道路を整備される計画で、他地目合わせた事業面積は2,208.90㎡を予定されており、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等、必要書類は添付されています。周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれはないものと判断されます。工期は平成31年12月25日までを計画されています。集落内開発制度指定区域内の農地で、開発許可が必要ですが、事前協議中であることを確認しました。

2番は、申請人が祖父と使用貸借権を設定し農家住宅を建てるための転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に居住する者の用に供し、集落に接続して転用される不許可の例外規定に該当するものと判断しました。代替地も検討されています。土地利用計画は、木造平屋建て1棟を建築する計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等、必要書類は添付されています。周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれはないものと判断されます。工期は平成31年12月1日までを計画されています。

3番は、建て売り住宅業を営む法人が、所有権移転をし建て売り住宅へ転用するための申請です。農地区分は、上下水道が埋設された道路の沿道にあり、500m以内に医療施設と保育所があるため第3種農地と判断されます。土地利用計画は、2階建て建て売り住宅3棟を建てられる計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等、必要書類は添付されています。周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれはないものと判断されます。工期は平成32年3月31日までを計画されています。集落内開発制度指定区域内の農地で開発許可が必要ですが、事前協議中であることを確認しました

以上3件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、1番から3番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

4番から7番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

4番は、不動産業を営む法人が、所有権移転により建て売り住宅へ転用するための申請です。農地区分は、市街地に近接で10ha未満の小集団の農地で第2種農地と、市街化等が著しい区域にある上下水道が埋設された沿道で、500m以内に医療施設が2つ以上あるため、第3種農地と混在する区域と判断されます。代替地も検討されていません。土地利用計画は、木造2階建て住宅9棟と公衆用道路を整備される計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等、必要書類は添付されています。周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれはないものと判断されます。工期は平成33年8月15日までを計画されています。集落内開発制度指定区域内にある農地で開発許可が必要ですが、開発景観課と事前協議中のことです。

5番は、賃借権を設定しコンビニエンスストアへの転用申請です。農地区分は、市街化の著しい区域にあり上下水道の沿道にあり、500m以内に医療施設が2つ以上ある区域のため、第3種農地と判断されます。土地利用計画は、店舗平屋建て1棟、倉庫1棟、駐車スペース14台分を整備される計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等、必要書類は添付されています。周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれはないものと判断されます。工期は平成31年9月30日までを計画されています。集落内開発制度指定区域内にある農地で開発許可が必要ですが、開発景観課と事前協議中のことです。

6番は、所有権移転により個人住宅を建てるための転用申請です。

農地区分は、10ha未満の小集団の農地で第2種農地と判断されま
す。代替地も検討されています。土地利用計画は、木造2階建て1棟
を建築される計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証
明等、必要書類は添付されています。周辺農地への営農上支障を及ぼ
すおそれはないものと判断されます。工期は平成31年10月31日
までを計画されています。集落内開発制度指定区域内にある農地で開
発許可が必要ですが、開発景観課と事前協議中とのことです。

7番は、親子間で使用貸借権設定により、自営業の申請人が資材置
き場へ転用するための申請です。農地区分は、10ha以上の広がり
のある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可で
すが、集落内に居住する者の業務に供し集落に接続して転用する場合
の、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。代替地も検討
されています。土地利用計画は、型枠置き場、フコウショウ、碎石置
き場、山砂置き場、駐車場5台分を整備される計画で、転用面積は妥
当と判断しました。しかし、農地法の許可を必要と知らず、以前より
申請地の一部を除き無断で使用していたことを、反省する旨の始末書
が添付されています。資金証明等、必要書類は添付されています。周
辺農地への営農上支障を及ぼすおそれはないものと判断されます。工
期は平成31年4月19日までを計画されています。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立
地基準の面、一般基準の面とも、転用許可基準を満たしているとの協
議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、4番から7番まで地元委員より報告がございましたが、
この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、8番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

8番から16番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いた
します。

8番は、土木工事などを営む法人が、使用貸借による資材置き場進
入路への一時転用許可申請です。

農地区分は、農用地区域内の農地です。農用地区域内の農地は原則不許可ですが、仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。

法人は市発注工事を多数受注しており、資材置き場不足解消のため申請地横の所有土地を利用するため、今回、通路として64.49㎡を整備するもので、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。

一時転用期間は許可日から3年間の予定で、期間終了後は農地に戻す旨の確約書の提出がなされております。

9番は、所有権移転による農家住宅建築のための転用許可申請です。

農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して建築されるものに該当すると判断しました。

土地利用計画は、転用面積1,047㎡に農家住宅木造平屋建て1棟の建築に、駐車場、農機具などの駐車スペース5台分で、農業経営の拠点として周辺環境と耕作地までの距離及び農機具の進入路条件を考慮し計画されました。また、被災生活からの再建もあることから、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。

代替地についても検討されております。

工事期間は、許可後、速やかに着工され、平成32年4月30日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

10番から13番は関連で、建築業などを営む法人が、所有権移転による建売住宅建築のための転用許可申請です。

農地区分は、市街地化の傾向の著しい区域で、上下水道管2管の通った沿道で、500m以内に教育施設、医療施設がある第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、転用面積3,894㎡に、建売住宅、木造2階建て15棟の建築で、周辺には区役所、学校、医療施設が充実した環境で需要が望まれる立地であることから計画され、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。

開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。

工事期間は、許可後、速やかに着工され、平成33年5月31日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

14番は、瓦製造業などを営む法人が、所有権移転による資材置き場としての転用許可申請です。

農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地と他地目を合わせた総事業面積1,304.37㎡に、屋根瓦、フェンス、太陽光発電用資材などの資材置き場の整備で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。

代替地についても検討されております。

ただ、申請地は耕作できるような農地ではないことから、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。

工事期間は、許可後、速やかに着工され、平成31年6月20日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

15番は、所有権移転による個人住宅建築のための転用許可申請です。

農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地と他地目を合わせた総事業面積316.47㎡に、個人住宅、木造平屋建て1棟の建築で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。代替地についても検討されております。

ただ、申請地は不耕作で土盛りされているため、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。

開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。

工事期間は、許可後、速やかに着工され、平成31年9月30日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

16番は、所有権移転による個人住宅建築のための転用許可申請で

す。

農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地と他地目を合わせた総事業面積336.25㎡に、個人住宅、木造平屋建て1棟の建築で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。代替地についても検討されております。

ただ、申請地は不耕作で土盛りされているため、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。

開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景觀課へ事前審査の申請中とのことです。

工事期間は、許可後、速やかに着工され、平成31年9月30日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上9件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、8番から16番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。また、10番から13番の関連案件については、転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

続きまして、17番。

21番 田中敏郎委員

21番委員、田中です。

17番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

17番は、敷地拡張の転用申請で、所有権移転されるものです。

譲受人は宿泊ができるアウトドア施設を運営されており、近年、利用者の増加により新たに利用者用トイレの建設を計画されました。

農地区分は、中山間地の広がりのない小集団の農地のため第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、施設利用者のためのトイレの建設と既存施設への通路としての利用です。

資金計画、排水計画、被害防除については問題なく、土地代替性検討表も提出されております。

工事期間は、許可後、速やかに着工され、平成31年9月20日までを予定されております。

以上1件、先日の地区委員会での現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、17番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、18番。

1番 赤木英雄委員

1番委員、赤木です。

18番から31番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

18番は、所有権移転による店舗兼個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、市街地の傾向の著しい区域で、上下水道2管の通った沿道で、500m以内に教育施設、医療施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積323㎡に店舗兼個人住宅1棟を建設予定で、妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。工事期間は、平成31年5月1日から平成32年3月31日までの予定で、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。

19番と20番は関連で、賃借権設定によるコンビニエンスストアへの転用許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向の著しい区域で

上下水道2管の通った沿道で、500m以内に教育施設、医療施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積1,700㎡に、店舗及び倉庫、駐車場17台分を建設される計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。工事期間は、平成31年5月13日から平成31年11月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

21番は、所有権移転による障害児通所支援事業所への転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域に近接する10ha未満の広がりがない農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もされております。土地利用計画は、転用面積1,312㎡に、NPO法人が障害児通所支援事業所を建設される計画で、妥当な面積と思われます。開発許可が必要になりますが、都市計画法第34条第14号13に該当し、開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成31年4月15日から平成32年2月28日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

22番から27番までは関連で、所有権移転による建て売り住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。代替地の検討もされております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積4,380.78㎡に、建て売り住宅16棟を建設される計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課の事前審査の回答書が送付されております。工事期間は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

28番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域に近接する10ha未満の広がりがない農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もされております。土地利用計画は、転用面積323.49㎡に個人住宅1棟を建設される計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。工

事期間は、平成31年4月10日から平成31年7月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

29番から31番までは関連で、所有権移転による建て売り住宅への転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域に近接する10ha未満の広がりのない農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もされております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積1,702.60㎡に、建て売り住宅5棟を建設される計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課の事前審査の回答書が送付されております。工事期間は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの計画で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上14件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま、18番から31番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。また、22番から27番の関連案件については、転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

　　続きますて、32番。

8番 角居登委員

8番委員、角居です。

32番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

32番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、木造平屋建て個人住宅1棟、建築面積183.83㎡で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのこと。工事計画は、

平成31年5月20日から平成32年5月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、32番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、33番。

19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

33番について、地区委員会で協議状況を報告いたします。

33番は、敷地拡張用地のため所有権移転される申請です。農地区分は、10ha未満で生産性の低い小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、敷地拡張で申請地28㎡、適正な面積と判断されます。事業計画、排水同意等もそろっております。既に転用がなされており、関係法令を全く認識していなかったことを深く反省している旨の始末書が添付されています。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い協議、検討の結果、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、ともに基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、33番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、34番。

6番 谷口憲治委員

6番委員、谷口でございます。

34番から37番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

34番は、農家住宅建設のための使用貸借による権利設定の転用申請でございます。農地区分は、10ha以下の一団の生産性の高い農地で第1種農地と判断されますが、集落に隣接しているため不許可の例外に該当いたします。土地利用計画は、木造平屋建て87.77㎡と通路、駐車場等で、配置図等から転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないものと思われます。代替地の検討もなされておりました、3世代同居で手狭になったことと、農機具倉庫や堆肥舎など既存の施設も隣地にあることから効率的に営農ができるため、選定されたものです。事業計画、残高証明、排水同意等もそろっております。工事期間は31年9月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

35番は、太陽光発電設備建設のための所有権移転による転用申請でございます。農地区分は、10ha未満の小規模の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、太陽光パネル288枚、発電能力95.04kwです。申請地は帯状で高低差の大きい複数のひな壇平段状の農地で、利用効率が劣り、配置図等から転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないものと思われます。代替地の検討もなされておりました、事業計画、残高証明、排水同意等もそろっております。工事期間は31年12月31日までを予定されておりまして、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

36番は、農産物集出荷施設のための駐車場建設でございます。農地区分は、農用地の区域内にある農地でございますが、農用地利用計画において指定された用途に供することから、不許可の例外に該当いたします。土地利用計画は、隣接地の農産物集出荷施設の従業員駐車場及び輸送用車両などの駐車場で、これに該当し、配置図等から適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないものと思われます。代替地の検討もなされておりました、事業計画、残高証明、排水同意等もそろっております。工事期間は31年6月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

37番は、個人住宅建設のための贈与による所有権移転の申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、軽量鉄骨2階建て79.9㎡と駐車場等で、転

用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないものと思われま。代替地の検討もなされておりまして、事業計画、残高証明、排水同意等もそろっております。工事期間は33年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。開発許可が必要ですが、事前審査申し出済みでございます。集落内開発指定区域にもなっております。

以上4件、先の地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、34番から37番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。また、35番の案件については、転用面積が3,000㎡を超えていますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することいたします。

　　続きまして、第4号議案及び第5号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第4号議案、第5号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

　　まず、第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（12号）について、ご説明いたします。

　　初めに、所有権移転ですが、明細21ページの1番から25ページの11番までの合計11件で、1番から9番までが公社からの売り渡し、10番と11番が相対による売買です。面積は、11件合わせまして、田3万4,541㎡、畑1,436㎡の、合計3万5,977㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

　　次に、利用権設定の新規設定分です。明細26ページの12番から36ページの34番までで、貸手15名、借手14名の件数22件です。契約期間別では、6年未満が14件、10年以上が8件で、面積は22件合わせまして、田5万7,109㎡、畑2万9,784.91㎡の、合計8万6,893.91㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、露地野菜、果樹、飼料作物、施設野菜、

花卉です。

次に、再設定分です。明細37ページの35番から41ページの49番までで、貸手12名、借手14名の件数16件です。契約期間別では、6年未満が12件、10年以上が4件で、面積は、16件合わせまして、田1万7,725.96㎡、畑9,852㎡の、合計2万7,577.96㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、露地野菜、施設野菜、麦です。

続きまして、第5号議案です。

42ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。明細43ページの1番から55ページの27番までで、貸手27名の件数27件です。契約期間別では、6年未満が4件、10年以上が23件で、面積は27件合わせまして、田のみの9万3,077.91㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は水稻を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第4号議案及び第5号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。

この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第6号議案、納税猶予に関する適格者証明願、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、願出人の耕作状況など地区委員会での調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いします。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、租税特別措置法第70条の6第1項の、相続税の納税猶予に関する適格者証明のために必要とする証明の願い出です。

願出人は大根、ブロッコリー、ミカンを栽培されている農家で、対象農地3筆については農地として適正な管理、耕作が行われていることを、地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において証明書の交付については、何ら問題ないものと協議いたしました。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

　　続きまして、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、8件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いします。それでは、1番、お願いします。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

1番、2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、租税特別措置法による贈与税と地方税法による不動産取得税の納税猶予を継続するための証明願です。2番は、租税特別措置法による相続税の納税猶予を継続するための証明願です。申請があった農地について地元委員が現地調査を行い、1番は申請地に麦が栽培され、2番はハウス施設でトマトやピーマンが栽培されていることを確認し、1番、2番とも、願出人が引き続き農業経営を行っていると判断され、地区委員会では申請に伴う証明を行うことに問題がないことを確認いたしました。

以上2件、ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番、2番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
続きまして、3番。

8番 角居登委員

8番委員、角居です。

3番及び4番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、贈与税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。願出人は水稻及びトマトを栽培されている農家で、対象農地9筆について引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを、地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において証明書の交付には、何ら問題がないものと協議しました。

4番は、贈与税及び不動産取得税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。願出人は水稻を作付されている農家で、対象農地6筆について引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを、地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において証明書の交付には、何ら問題がないものと協議しました。ご審議方、よろしく願います。

議 長 ただいま、3番、4番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
次は、5番。

19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

5番について地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番について、願出人より申請があった農地について現地調査を行い、申請人が適正に全筆耕作していることを地元農業委員が確認し、地区委員会では、証明することに何ら問題ないことを協議しました。

ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、5番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することにいたします。続きまして、6番。

6番 谷口憲治委員

6番委員、谷口でございます。

6番から8番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番につきましては、証明願いのあった8筆のうち1筆について揚水機場への転用がなされており、他の7筆につきましては農地として利用していることを確認いたしましたので、1筆を除く7筆を、引き続き農業経営を行っていることを証明することに支障はないものと確認いたしました。

7番につきましては、証明願いのあった7筆のうち1筆については国土調査において地目が山林になっており、他の農地については願出人が農地として利用していることを確認いたしましたので、1筆を除く6筆は、引き続き農業経営を行っていることを証明することに支障ないものと確認いたしております。

8番につきましては、全ての農地を農地として利用しておりましたので、全筆を引き続き農業経営を行っていることを証明することに支障はないものと確認いたしております。

以上3件、審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、6番から8番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、8号議案、非農地証明願、1件でございます。地元委

員の報告に当たりましては、対象農地の調査の結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

1 1 番 網田稔委員

1 1 番委員、網田です。

1 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1 番は、宅地であることの証明願です。申請地は以前より宅地として利用していましたが、熊本地震の被災により住居の建てかえが必要となり、その際、地目が農地であることが判明しました。申請地の固定資産証明書により、昭和15年に住宅が建築されていたことが証明されており、このことから、昭和27年10月20日（農地法施行日前日）以前から引き続き非農地であった土地と判断しました。

さきの地区委員会で現地調査を行い協議した結果、証明書の交付については何ら問題ないものと判断いたしました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、第9号議案でございます。この件につきましては事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 第9号議案、平成30年度非農地の決定についてご説明いたします。
平成30年度8月から実施しました農地パトロールにおいて荒廃農地B分類判定となった農地のうち、1番から210番までの農地において、平成30年度非農地化の判断基準1の(2)、農地としない土地及び2、地域移行の確認を満たしていることを確認いたしました。これらの農地210筆、面積9万9,000、失礼しました。用紙はこちらです。別に置いてあります。皆さん、わかりますでしょうか。大丈夫ですか。

議 長 いいですか。

- 一 同 異議なし。
- 事務局 じゃ、もう一回、すみません、途中だったんですけども、じゃ、もう一度説明をさせていただきます。
平成30年度8月から実施いたしました農地パトロールにおいて荒廃農地B分類判定となった農地のうち、1番から210番までの農地において、平成30年度非農地化の判断基準1の(2)、農地としない土地及び2、地域移行の確認を満たしていることを確認いたしました。これらの農地210筆、面積9万9,092㎡を非農地と決定するものといたします。
第9号議案の説明につきましては以上です。
- 議長 ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件について何かご意見ございませんか。
- 一 同 異議なし。
- 議長 異議なしということで、議案どおり承認することに決定いたします。
続きまして、次第5の報告事項でございます。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案別冊のカラーページ1番から10番まで、200件となっております。件数のみ報告いたします。
以上です。
- 議長 ただいまの報告事項の説明につきまして質問などございませんか。
- 一 同 なし。
- 議長 ないようですので、次の次第6、その他ですが、本日は何もありません。
以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。
なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を、議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決されました案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたします。
これにて閉会いたします。

閉 会 午後 4 時 1 4 分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成 3 1 年 3 月 8 日

会 長 森 日出輝

署名委員 赤木 英雄

署名委員 福原 幸一

書 記 澤 純子